

高松市監査委員告示第16号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

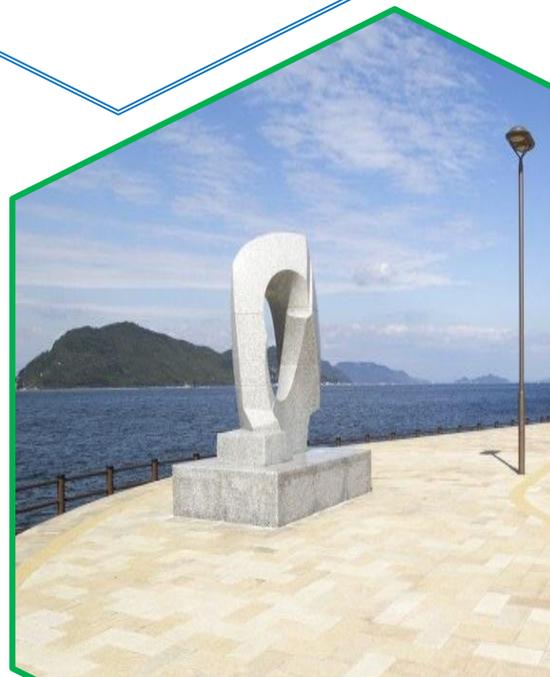
令和元年10月31日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 高松市監査委員 | 木 | 田 | 一 | 彦 |
| 同 | 鍋 | 嶋 | 明 | 人 |
| 同 | 大 | 山 | 高 | 子 |
| 同 | 坂 | 下 | 且 | 人 |

監査結果に基づく 措置通知

(財政援助団体等監査)

(令和元年10月31日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

R元.10.31

| 措置通知 No. | 監査実施年度 | 告示日 | 告示番号 ※ | 区分 ※ | 項目 | 公表文該当ページ | 所管課又は監査対象団体等 | | 措置通知日 |
|----------|--------|-----------|--------|------|-------------------|----------|--------------|---------|----------|
| 1 | H30 | H30.10.31 | 第29号 | 指摘 | 所管課による指導監督体制について | P5 | 市民政策局 | 市民やすらぎ課 | R元.10.15 |
| 2 | | | | 意見 | 施設（利用者）の安全管理等について | P6 | | | |

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものの。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

| | | | |
|-----------------|---|-----|-------------|
| 監査実施年度/ 監査対象 | 平成30年度／株式会社五輪 (高松市やすらぎ苑の指定管理者) | | |
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第29号 | 告示日 | 平成30年10月31日 |
| 区分 | 指 摘 | | |
| 指摘の項目 | 所管課による指導監督体制について | | |
| 指摘の内容 | 所管課は、指定管理者に基本協定の遵守を徹底させるとともに、事業実績報告書の確認を適切に行うなど、指定管理業務が適正に実施されるように指導監督体制を構築されたい。 | | |
| 公表文該当 ページ | P5 | | |
| 公表文への リンク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z301031.pdf | | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|---------------|---|
| 措置通知日 | R元.10.15 |
| 所管課 | 市民政策局 市民やすらぎ課 |
| 措置を行った 団体等 | 市民政策局 市民やすらぎ課 |
| 措置結果 | 本件指摘事項については、やすらぎ苑の現状把握のため、指定管理者から施設の修繕内容やトラブルに関する経過報告、利用者へのアンケート結果等の提出を求め、所管課が現地へ赴き基本協定が遵守されているか、設備・機器類の不具合や利用者とのトラブル等の発生がないかなどについて調査するとともに、事業実績報告書についても、不適切な支出や不明な支出の有無を適正に検証することにより、指導監督体制を構築することとした。 |

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

| | | | |
|-----------------|---|-----|-------------|
| 監査実施年度／ 監査対象 | 平成30年度／株式会社五輪 (高松市やすらぎ苑の指定管理者) | | |
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第29号 | 告示日 | 平成30年10月31日 |
| 区分 | 意見 | | |
| 意見の項目 | 施設（利用者）の安全管理等について | | |
| 意見の内容 | 施設の修繕については、利用者の安全を最優先とし、長期的な施設の維持管理を行うためには、指定管理者からの修繕要望だけではなく、所管課としての修繕計画を立てた上で、施設（利用者）の安全確保に努められたい。 | | |
| 公表文該当 ページ | P6 | | |
| 公表文への リンク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z301031.pdf | | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|---------------|--|
| 措置通知日 | R元.10.15 |
| 所管課 | 市民政策局 市民やすらぎ課 |
| 措置を行った 団体等 | 市民政策局 市民やすらぎ課 |
| 措置結果 | <p>本件意見に係る危険箇所であるやすらぎ苑の外壁の落下場所については、平成31年4月に修繕工事を完了した。</p> <p>今後、修繕が必要な危険箇所については、策定した修繕計画に基づき、緊急性・危険性の高いものから優先的に修繕を行うものとし、斎場の安心かつ安定した施設運営を図り、利用者の安全性確保に努めることとした。</p> |